平成２５年（フ）第１３５号
福岡県飯塚市有安1040番地16
債務者　田上　福美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１３６号
福岡県嘉麻市大隈町1407番地１
債務者　藤川ひとみ
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１０８号
鹿児島県伊佐市菱刈荒田3932番地
債務者　茅原　由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台９番３号
公住81―322
債務者　佐々木美津子（旧姓宅石）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
北海道日高郡新ひだか町静内山手町５丁目13番10号
債務者　吉村　直希
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
長野市青木島町青木島乙772番地１
債務者　河井　智浩
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
三重県三重郡川越町大字豊田100番地１　ロイヤルシャトー301、前住所三重県四日市市天カ須賀４丁目８番７号
債務者　平野　俊雄
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
三重県四日市市三重３丁目30番地
債務者　吉住　文子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
三重県四日市市鵜の森２丁目11番３号　シュロス鵜の森４Ｄ
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
三重県四日市市北山町1751番地
債務者　伊藤　武彦
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
三重県四日市市尾平町3803番地70、前住所大阪府豊中市北条町３丁目７番８―102号
債務者　吉川　幸伸
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３６２号
京都市伏見区久我石原町９番地25　三弘マンション106号室
債務者　金田　京子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４６号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地　醍醐西市営住宅７棟906号
債務者　便利屋Ｏｋｕｍａｒｕこと　奥田　祐二
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５６号
京都府木津川市鹿背山細川51番地１
債務者　村田　　健
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地24―202
債務者　樋口　建一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営住宅２棟510号
債務者　梧桐　熱子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７０１号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―332号、前住所兵庫県尼崎市琴浦町44番地　琴浦マンション101
債務者　吉原　捷夫
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係